

社会福祉法人児童愛護会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人児童愛護会（以下「法人」という。）本会定款（以下「定款」という。）第43条の規定により、本会の運営及び業務執行についての細部を定めたものである。

第2章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第2条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

3 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

4 議長は、議題付議の宣告後、理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）に対し、当該議題事項について報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事長等は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

5 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行う事ができる。ただし、理事又は監事を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。

6 当法人の事務局職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

7 評議員会は、必要に応じて、前各号以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集の手続)

第4条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項

(3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第 1 項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第 5 条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員提案権)

第 7 条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 4 週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第 8 条 定款第 10 条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表 1 に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 9 条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第 10 条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第 11 条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

(ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

(イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある

場

合

(議事録)

第 12 条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表 4 のとおり記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名

(3) 評議員会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から十年間、従たる事務所は評議員会の日から五年間、備え置かななければならない。

第 4 章 理事会

(理事会の開催)

第 13 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

2 その他、理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
 - (5) (5)前号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。
- 3 理事会に議長を置き、理事長がこれに当たる。理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。
 - 4 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。
 - 5 議長は、議題付議の宣告後、理事に対し、当該議題事項について報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。
 - 6 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行う事ができる。ただし、評議員を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。
 - 7 理事長等並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。
 - 8 当法人の事務局職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を得て理事会に出席することができる。
 - 9 理事会は、必要に応じて、前各号以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集者)

第14条 定款26条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 定款26条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
 - (2) 前条第2項第3号および同条第2項第4号により理事が招集する場合。
 - (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。
- 2 定款第26条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。
 - 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第15条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第13条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(理事会の決議事項)

第16条 定款第27条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第17条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
 - 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第18条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第19条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第20条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第 21 条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 22 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 23 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表 4 のとおり事項を記載しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項を提案した理事の氏名

(3) 決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 報告を要しないものとされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で 10 年間保存するものとする。

第 5 章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第 24 条 定款第 25 条の定める理事長の専決事項及び定款第 17 条第 2 項に定める業務執行理事が執行する業務は、別表 2 及び別表 3 に記載のとおりとする。

2 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長及び他の理事の職務の執行を監督する。

第 6 章 監事

(監事の職務及び権限等)

第 25 条 監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務を遂行するため、いつでも、理事及び職員に対し、事業の報告を求め、また、法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監事は、次条第 1 項各号に規定する事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる。

- 3 前項の規定により、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(監事の選任議案)

- 第26条 監事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

- 第27条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会及び評議員会への報告)

- 第28条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令、この定款に違反する次項、著しく不当な事実があると認めるときは、その結果を評議員会へ報告しなければならない。

第7章 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

- 第29条 法人は適時に正確な会計帳簿を作成し、これを閉鎖のときから10年間保存しなければならない。

(閲覧等の請求)

- 第30条 法人の評議員は、法人の業務時間内はいつでも次に掲げる請求をすることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像画に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写

(計算書類等及び財産目録)

第31条 法人は、定款第33条第1項各号に掲げる書類を適時に作成し、作成後10年間保存しなければならない。

2 前項の書類は、監事の監査を受け理事会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに財産目録を定時評議員会へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業報告については報告することで承認は要しない。

(計算書類等及び財産目録の備置き及び閲覧等)

第32条 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告書を定時評議員会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

2 財産目録については、毎会計年度終了後3月以内に5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 その他

(秘密の保持)

第33条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第34条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 理事会・評議員会 要議決事項一覧

内容		理事会		評議員会	
		過半数	2/3 以上	過半数	2/3 以上
法人運営にかかわる事項	定款の変更				○
	法人の解散				○
	吸収合併の承認				○
	新設合併の承認				○
	法人の業務執行の決定	○			
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	○			
	評議員会の招集	○			
	理事会の招集権者とする	○			
	定款細則の決定	○			
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○			
	内部管理体制の整備	○			
	就業及び利益相反取引の制限	○			
	役員 の 解 任 ・ 選 任 等 に 関 す る 事 項	役員を選任			○
役員（監事に限る）の解任					○
役員（監事以外）の解任				○	
役員、評議員の報酬等支給基準の承認				○	
理事、監事の報酬				○	
理事長及び業務執行理事の選定・解職		○			
重要な役割を担う職員の選任及び・解任		○			
財務 ・ 計 画 ・ 報 告 に 関 す る 事 項	事業報告・決算類・財産目録の承認	○		○	
	基本財産の処分	○		○	
	残余財産の処分			○	
	重要な財産の処分及び譲受け	○			
	多額の借財	○			
	事業計画及び収支予算などの承認あるいは決議	○			
	会計処理の基準	○			
そ の 他	社会福祉充実計画の承認			○	
	役員等の責任の免除（すべての免除）			総評議員の同意	
	役員等の責任の免除（一部の免除）				○
	その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項			○	
	社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項に規定する責任の免除	○			
	公益事業・収益事業の運営に関する事項		○		
	その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項	○			
その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃					

別表2 専決事項及び理事長専決権の受任職員名一覧

理事長専決事項		専決受任者	理事長専決権の受任職名
			業務執行理事
法人一般・人事に関する事案	1	理事会・評議員会の招集に関する事（法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く）	—
	2	理事会・評議員会の議案の提出に関する事（法令及び定款で定める議案権者が議案を提出する場合を除く）	—
	3	規程、規則等の制定・改廃に関する事（法令及び定款で理事会・評議員会が議決すると定めた場合を除く）	—
	4	予算編成及び決算調整に関する事	—
	5	予算の流用、予備費の計上及び使用	—
	6	職員の採用に関する事（施設長等の重要な役職を除く）	—
	7	職員の昇給・昇格基準の決定に関する事	—
	8	職員の昇給者・昇格決定者に関する事	—
	9	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事	—
	10	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	—
	11	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	—
	12	受贈の承認、寄付に関する事（重要なものは除く）	—
	13	その他の債権に関する事（重要なものは除く）	—
	14	短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額内のもの（多額の借入の場合を除く）	○
	15	寄付の募集事務及び受入れに関する事（寄付金の募集は除く。受け入れについては法人に重大な影響があるものを除く）	○
	16	債権の免除・効力の変更に関する事（法人に重大な影響があるものを除く）	○
	17	法人の組織及び権限に関する事（法人に重大な影響があるものを除く）	○
	18	利用者入所判定基準の策定	○
	19	入所利用者の決定及び利用契約締結者	○
	20	苦情対応規程・第三者委員の選任	○
	21	職員の人事配置に関する事（施設長等の重要な役職を除く）	○
	22	有期契約職員の採用に関する事	○
	23	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	○
	24	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事	○
	25	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○
	26	職員の諸手当に関する事	○
	27	職員の健康診断の実施に関する事	○
	28	被服貸与等に関する事	○
	29	利用者の日常の処遇に関する事	○
	30	利用者の預り金等の日常の管理に関する事	○
	31	薬品、給食材料の処分に関する事	○
	32	自動車の運行管理に関する事	○
	33	官公庁に対する軽易な許認可申請並びに減免申請に関する事	○
	34	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	○
	35	職員の研修に関する事	○
	36	諸証明に関する事	○

	37	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費などの収入に関すること	○
	38	過誤納金の充当又は還付に関すること	○
支出 事 案	39	固定資産の取得及び処分等に関すること（「軽微なもの」に該当する場合）	○
	40	建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること（「軽微なもの」に該当する場合）	○
	41	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること	○
	42	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入	○
	43	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）	○
	44	上記以外の支出等	別表3による

別表3 支出に係る決裁基準表

区分	項目	摘要	決裁権者及び決裁金額（単位：万円以下）	
			業務執行理事	理事長
全 般 的 項 目	①固定資産・物品などの購入	総額	300	500
	②固定資産等の除却、物品等の廃棄	営業債権の除却を含む	300	500
	③修繕費等の支出	修繕費、改修費の支出を含む	500	1,000
	④予算の予備費の支出		300	500
他	契約の締結	既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいものを除く		○
	リース契約		500	1,000

別表4 定款細則12条1項に定める議事録記録事項

記載事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 開催日時・場所（当該場所に在しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。） 2. 議事の経過の要領及びその結果 3. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名 4. 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類などについて調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき 5. 出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称 6. 評議員会の議長が在するときは、議長の氏名 7. 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名